



平成28年 第2回臨時会

# 会 議 録

(平成28年5月24日)

枕 崎 市 議 会

平成 28 年  
枕崎市議会第 2 回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 1 日間（5 月 24 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
5 月 24 日 (火)	本会議		前 9 : 30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 議案上程（日程第3号、第4号） 6 提案理由の説明、質疑 7 予算特別委員会の設置及び委員の選任 8 議案委員会付託 9 議案上程（日程第5号－第7号） 10 提案理由の説明 11 質疑、討論、表決 12 休 憩 13 再 開 14 議案上程（追加日程第1号、第2号） 15 委員長報告 16 質疑、討論、表決 17 閉 会
		委員会	前 10 : 31	1 予算特別委員会

平成28年枕崎市議会第2回臨時会

議事日程（第1号）

平成28年5月24日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	46	平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）	予 特
4	47	平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
5	48	専決処分の承認を求めることについて	
6	49	専決処分の承認を求めることについて	
7	50	固定資産評価員の選任について	
追加 1	46	平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）	予 特
追加 2	47	平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員  
3 番 吉 嶺 周 作 議員  
5 番 吉 松 幸 夫 議員  
7 番 清 水 和 弘 議員  
9 番 沖 園 強 議員  
11番 下 竹 芳 郎 議員  
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員  
4 番 城 森 史 明 議員  
6 番 俵積田 義 信 議員  
8 番 禰 占 通 男 議員  
10番 茅 野 勲 議員  
12番 豊 留 榮 子 議員  
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長  
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記  
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長  
本 田 親 行 総務課長  
佐 藤 祐 司 財政課長  
東中川 徹 税務課長  
山 崎 公 広 監査委員  
俵積田 光 昭 選管事務局長  
堂 原 耕 一 健康課保健医療係長  
國 生 和 己 税務課主幹兼管理収納係長  
日 高 広 子 税務課主幹兼課税係長  
中 山 俊 吾 総務課行政係主任

久木田 敏 副市長  
神 園 信 二 企画調整課長  
田 中 義 文 健康課長  
山 口 英 雄 福祉課長  
松 田 博 監査事務局長  
桑 原 誠 健康課主幹兼健康促進係長  
小 野 香織里 健康課主幹兼健康促進係技師長  
堂 園 芳 郎 税務課主幹兼固定資産税係長  
山 口 太 総務課行政係長  
牧 野 美 紀 総務課行政係主事

午前 9 時30分 開会

○新屋敷幸隆議長 平成28年第 2 回臨時会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第 1 号会議録署名議員の指名であります。本臨時会の会議録署名議員として、7 番清水和弘議員、8 番禰占通男議員を指名いたします。

次に、日程第 2 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第 3 号及び第 4 号の 2 件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第46号及び議案第47号の 2 件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第46号平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ515万3,000円を追加し、予算総額を106億5,215万3,000円にしようとするものです。

補正の内容は、熊本地震関連経費及び南薩土地改良区総代補欠選挙費であります。

次に、議案第47号平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億2,000万円を追加し、予算総額を46億2,412万4,000円にしようとするものです。

補正の内容は、平成27年度の歳入不足に充てるための繰上充用の措置であります。

以上の財源として、諸収入の増で措置いたしました。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありますか。

○13番立石幸徳議員 提案されております予算関係の 2 件についてですね、後もって予算特別委員会が開催される予定になっておりますので、基本的な部分についてのみ幾つか質疑をさせていただきます。

一般会計の補正第 1 号についてはですね、熊本地震の関係で、現在、既に本市に避難をしてきている熊本の関係者、何名ぐらいいるというふうに確認をされているのかですね、この点を教えてください。

それから、今回、補正第 1 号で計上している182万円、この金額は、避難者の何名分を予定、予想をして計上されているのか、この点をお答えいただきたいと思います。

それから、熊本地震を教訓としてですね、本市の地域防災計画、これを再検討あるいは見直す、そういったことも考えておられるのか。一般会計については、以上 3 点お尋ねをしておきます。

それから、議案第47号の国保会計でございますが、補正後の歳入欠陥補填収入、これが今度の繰上充入金約 1 億2,000万円をプラス、足しますとですね、28年度の見通しとして約 4 億9,940万、

おおよそ5億円が財源不足ということになるんですね。

これはちょっと、私どもも今までのいろんな国保財政の健全化、安定化計画に触れてまいりましたけれども、少し予想外の金額になってるんですが、いずれにしましても、平成30年度からの国保の都道府県化に備えて、来年度29年度までには赤字分は解消をしなければならぬと思うんですが、解消するための対応をどのように検討しているのか、以上、質疑をしておきます。

**○本田親行総務課長** 熊本地震による本市への避難状況の把握につきましては、地震の発生当初から市民課の住民票の異動の関係、それから建設課のほうからも市営住宅を無償提供することとしておりますので、建設課関係、それから教育委員会の転入手続と、庁内で連絡体制をとっておるところでございますけれども、現在1家族4人が避難されているものと把握しております。

それから、避難者支援に対する積算につきましては、1家族4人、4世帯程度が避難されると想定してお願いしてございます。

それから、防災計画の見直しにつきましては、今回、同じ地域で震度7が2回起こると、想定してないような地震が発生したわけですが、それらを踏まえ、今後見直しについても検討していく必要があるのではないかと考えております。

**○田中義文健康課長** 28年度の補正予算における歳入欠陥補填収入が5億円近くになりまして、その解消に向けた対策ということになると思いますが、27年3月に国民健康保険財政健全化行動計画を改定をいたしまして、その基本方針として、単年度収支の均衡を図りつつ平成29年度を目途として累積赤字の解消を図っていくということにしております。

そのため、国保会計単独で解消できない収支不足については、法定外繰り入れで措置するものという考え方を示しております。この方針に従いまして、28年度の単年度収支不足につきましては、一般会計からの法定外繰り入れで措置をするということを基本的に考えているところです。

国保会計といたしましては、今回、5億円という歳入欠陥補填収入が多額になっておりますので、収支不足額の縮減を図るため、これまで以上に医療費適正化に努め、保険料率向上対策を強化するなど、歳入歳出両面であらゆる対策を実施をしていきたいというふうに考えております。

**○13番立石幸徳議員** 一般会計の関係がですね、今、総務課長のほうから明確な答弁が出されたので、後は予算委員会のほうで審査を深めたいと思いますが、この国保の関係ですね、単年度赤字は法定外繰り入れで28年度分は対応するという事なんですけれども、それでもまだ全体的な赤字解消にはならないわけですね。

そして、この本会議の場で2点ほど確認をしておきますが、1点は先ほど健康課長が言われました昨年3月の本市の国保財政健全化行動計画、この一番末尾に書かれている累積赤字額の解消、このところですね、今後、国のほうから明らかになる医療保険制度改革に伴う市町村国保にかかわる債権・債務承継の仕組み、これなどを勘案するという記載があるんですね。この部分については、現時点ではどういったことが明らかになっているのか。つまり、平成29年度末ですね、本市が国保財政の赤字を抱えたまま次年度へ、この債権・債務承継っていうのが可能なのかどうか、この点を確認をさせていただきます。

それから、もう1点はですね、既に厚労省のほうから、平成30年度からの国保の都道府県化に伴うガイドラインがもう既に示されております。

その中で、国保事業費納付金、それから標準保険料率の算定方法、ここらについても示されてきているんですが、非常に本市が気がかりになるのはですね、県下でも、これまでの国保審査で明らかになっているように、本市は県下第3位の医療費、医療費が高い。それと、所得水準も割と県内では高いんですね。そうしますとね、県が示してくるこの本市の標準保険料率は、間違いなく県内でも高いかたちでの保険料、保険税が示されてきますよ。

そこで、気がかりなのは、今、本市の国保財政は、法定外繰り入れでもって何とか国保運営を

しのいでいるわけです。

そうしますと、今後は、30年度以降はこの法定外繰り入れってのは使えませんからね。そして、一挙に国保の被保険者に、今まで法定外繰り入れで何とか保険税を抑えていたものが、今度の新たな30年度からの都道府県化によって、本市の国保税が被保険者に一挙に高くなって賦課される可能性があるわけです。

そういったことを踏まえてですね、本市は、この30年度の国保の都道府県化に備えて、準備体制といたしまして、そういったいろんな財源不足の解消、あるいは被保険者にこういった具体的に影響が及ぶのかというようなものを検討されているのかどうか、この点を確認しておきます。

**○田中義文健康課長** ただいま、平成30年度以降の制度改正に伴って、県へ財政運営が、県へ責任主体が移行するというに伴う本市の特別会計の債権・債務の承継の仕組みがどのようになっていくかというお尋ねだと思うんですけども、現在までのところ、県のほうから明確な回答というのは示されていないところでございます。

しかしながら、県の担当者との話の中では、特別会計そのものは継承されるわけですから、その中で継続されるのではないかということは伺っておりますが、先ほど来ありますように、ことしの10月に県から標準保険料率等が示されることになっております。

そのようなことから、それ以降ですね、具体的な市町村の特別会計のあり方とかということについても示されることというふうに考えております。

30年度以降の法定外繰り入れはできないのではないかとありますが、現在のところはですね、法定外繰り入れができないというようなことは明確に伺っておりませんが、しかしながら、国としても30年度以降、27年度からですけれども公費の負担を1,700億円、そして30年度以降改めて、またさらに1,700億円、合計3,400億円公費を投入するというところで、低所得者対策、医療費適正化対策を国としても強化していくという考え方がありますので、30年度以降、法定外繰り入れというものについては、国のほうからは、もう厳しい指摘はあるというふうには考えております。

現在、30年度の制度移行に向けた準備の会議が開かれておりまして、本市においては、医療費適正化部会に所属しておりますが、その中で財政部会という会議がございまして、県と市町村と国保連合会が、今後の30年度以降の財政運営のあり方について現在協議をしております。

その中で、さまざまなことが今後決められていきますが、議員がおっしゃられておりますように、本市が医療費が高いということと所得が高いということがありますが、その保険料への反映の仕方についても、その財政部会の中で協議がされてきますので、その推移を見守っていくことになろうかと考えております。

**○新屋敷幸隆議長** ほかにありませんか。

**○新屋敷幸隆議長** これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**○新屋敷幸隆議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第5号から日程第7号までの3件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

**○神園征市長** ただいま上程されました議案第48号から議案第50号までの3件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第48号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、わがまち特例の導入がなされたこと等に伴い、枕崎市税条例及び枕崎市税条例の一部を改正する条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

次の議案第49号専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布され、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る限度額並びに保険税軽減判定所得の算定に係る基準額の引き上げがなされたことに伴い、枕崎市国民健康保険税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

次の議案第50号固定資産評価員の選任につきましては、固定資産評価員松田博から平成28年5月23日をもって辞任したい旨の申し出があったことに伴い、その後任として東中川徹を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

**○新屋敷幸隆議長** お諮りいたします。

ただいま上程中の3件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**○新屋敷幸隆議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の3件に対し、質疑はありませんか。

**○13番立石幸徳議員** まず専決第1号の市税条例の関係でですね、この固定資産税でありますけれども、今度改正される市税条例附則第10条の2、この関係で、現在の本市の再生エネルギーの導入状況からしましてですね、今度のこの改正は具体的にどういった影響が予想されるんですかね。

それから、この附則第10条の2の第5号から、それぞれの再生エネルギーの明細というか、太陽光からバイオマスまで書かれているんですけどね、それぞれが割合が違うんですね。この割合が違ってきている意味、先ほどの提案理由説明にもありましたが、新しくわがまち特例の導入によってこういった条例改正をするというんですが、本市の場合はどういった考え方でもって、この割合を決められたものなのか、その点について説明をいただきたいと思います。

それから、国保税の軽減の関係で、既に資料も出されているんですが、少しわかりにくいといましようか理解しがたいんですが、2割、5割拡大によってですね、影響分が資料の一番最後に書かれているんですが、今回のこの軽減対象となる所得基準額の引き上げ額はわかるんですけども、この影響額ですね、もう少し丁寧な説明をいただきたいんですが。というのが、3番目の軽減対象外分マイナス約264万4,000円、これは今まで軽減対象でなかった人が今回のこの改正で対象に入ってくると、そういう理解でいいかと思うんですが。あと、2割、5割の拡大分の影響額というものは、どういうふうに理解すればいいんですかね。説明をいただきたいと思います。



○東中川徹税務課長 まず、附則第10条の2の規定であります、これは固定資産税の課税標準につきまして、わがまち特例ということで条例で定めることができますものであります。

今回の法改正におきましては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定します認定発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例につきまして、これまで法律の中で3分の2ということで定められておりました。この太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの発電設備につきまして、本年4月1日から平成30年3月31日までに期間を延長しまして、新たにわがまち特例ということが導入をされました。

太陽光発電につきましては、これまで経済産業省による固定価格買い取り制度、これの認定を受けました設備について3分の2という特例措置を行ってきておりますが、今回の法改正におきましては、4月1日以降からの取得について、この制度の対象となるものを除外いたしまして、これまで対象外となっておりました自家消費型のもので、経産省の再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金というものを受けるものに限って対象とされることとされております。

それから、それぞれで割合の部分が変わってきているということではありますが、これまでは、すべて3分の2ということで法定されておりました。ただ、水力、地熱、バイオマス、これにつきましては、自然の条件によらずに安定的な運営が可能ということで、これまでの法定割合3分の2から、参酌基準として2分の1というふうに拡充がなされております。

新旧対照表の5項から9項までということで、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの順に今回追加することになります。5項の太陽光、6項の風力につきましては3分の2ということで、7項から9項の水力、地熱、バイオマスについては2分の1ということで、参酌基準どおりということで条例で定めることとしております。

本市独自ということの割合の検討ということではありますが、再生可能エネルギーの導入加速に向けた取り組みということに対して、現時点で本市独自ということで具体的な政策課題ということで取り組んでいる状況にはありませんということと、これまで太陽光については、3分の2ということで法定割合でやってきておりましたので、今回、参酌基準どおりということで設けたものであります。

なお、現時点で太陽光がこれまでは対象になっておりましたが、改正後においては、現時点で本市に該当するものはございません。

それと、国保の軽減の影響額についてであります、ちょっと見づらいと思いますが、ここに書いてあります2割拡大分、これにつきましては……、5割のほうから申し上げます。5割のほうは、2割から5割のほうに移行する分ということで、5割の部分の税額、2割の部分の税額、軽減対象外の税額ということで見たいんですが、5割については2割から移行する分が約48万5,000円、2割については新たに軽減対象となる部分と5割への移行分、これを相殺しまして約133万9,000円、軽減対象外部分については、今回の措置で2割に移行する分ということで、マイナス264万4,000円ということで、総体で税額として82万程度が減額になるということがあります。以上です。

○13番立石幸徳議員 もう1点だけ、もう国保の関係は理解できましたが、固定資産税の本市独自の条例ということではないんだという説明ですけど、今回の割合を適用して、現在の状況からすると影響額というものは試算はされていないんですかね。その点だけを説明ください。

○東中川徹税務課長 太陽光につきましては、これまでも該当になっておりましたが、それが引き続き該当になるということであれば影響が出てくるんですが、今回、太陽光については固定価格買い取り制度の部分はもう対象外ということで、新たに工場等において自家消費分ということの設備ということですので、現時点では、それが新たに設備がなされるのか、その辺も不明でありますので、影響としては今のところでは答弁できないということになります。

○13番立石幸徳議員 最後にですね、今回、28年度の地方税の税制改正で、この日切れ法案、い

わゆるどうしても年度末に成立させて、施行が4月1日部分だけをこうして専決をされてるんですが、この4月1日施行以外の地方税の改正部分っていったら、あと、どういったものがあるんですかね、説明をいただきたいと思います。

○東中川徹税務課長 4月1日施行以外の部分ということでございますが、1つには、法人住民税の税率の引き下げというのがございます。

もう1つは、消費税10%の導入時にですね、軽自動車、普通自動車についてですね、取得税というのが廃止をされまして、それを本市でいけば軽自動車税として環境性能割というものが導入されると。取得の際に、その環境性能割というのを新たに徴収するというのが出てまいります。

大きくは、その2件が本市に関係する部分ということで改正がなされる予定であります。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○12番豊留榮子議員 国保の件なんですけれども、今回、基礎課税が52万が54万、合計で4万上がることになりますよね。

これは、国民保険はほとんどが自営業者か農家の方たちなんですね。ことしは特に、天候の不良で作物がとれなかったりとかっていう話をあちこちで聞かれるんですけれども、国保税払うの大変だって言うんですね。

ですから、引き上げになると、ぎりぎり支払ってた方たちもたくさんいるかと思うんです。そりゃあ多く収入があつて支払う人はそれなりにあれなんでしょうけれども、もうぎりぎりの方が大半ですよ、枕崎は。それをまた引き上げるということは、これ、とても農家の方にとっては苦しいことじゃないかと思うんですけど、そういう市民の現状とかそういう調査など、されていますか。

○東中川徹税務課長 市民の現状ということで、お答えになるかわかりませんが、ただいま限度額に達していらっしゃる方の納税の状況で申し上げますと、口座振替、また一括納付、さらには納期ごとの納付なりですね、ほとんど納めてもらっている状況にございます。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○新屋敷幸隆議長 これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第5号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、日程第6号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 異議がありますので、起立により採決いたします。

日程第6号は、承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第49号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第7号について、無記名投票で行います。

日程第7号固定資産評価員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありますか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に8番禰占通男議員、9番沖園強議員、10番茅野勲議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第50号は、同意することに決定いたしました。

ここで、委員会開催のため午後4時まで休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午後4時1分 再開

○新屋敷幸隆議長 再開いたします。

お諮りいたします。

議案第46号平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）を追加日程第1号、議案第47号平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を追加日程第2号として本日の日程に追加し、この2件を直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第1号及び第2号を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

中原委員長。

[中原重信予算特別委員長 登壇]

○中原重信予算特別委員長 ただいま議題となりました追加日程第1号及び追加日程第2号の2件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、委員長に中原重信、副委員長に吉松幸夫委員を選出いたしました。

委員会は、議長を除く全議員で構成されておりますので、特に意見等の出されたものについて簡潔に報告いたします。

まず、追加日程第1号平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、熊本地震関連経費及び南薩土地改良区総代補欠選挙費であります。

熊本地震関連経費に関し、本市からの職員派遣については、消防署職員による救助活動等のほか、水道課等職員による給水活動、建設課職員による被災建築物応急危険度判定業務、行政窓口対応業務などについて、職員派遣を行っているということです。

熊本地震の義援金については、市に支援対策本部を設置し義援金を募集することを決定し、4月20日以降、義援金を募集しているということです。また市民へは、広報紙等で周知を図っているということですが、個人または団体等からの義援金については、市でも受け付けているということです。

委員から、今回の熊本地震を教訓にした地域防災計画の見直しについて質疑があり、当局からは、東日本大震災等を踏まえ、本市の地域防災計画を見直して地震・津波編を追加したところであり、今後、庁舎が大規模災害等で使えなくなった場合の事業継続計画などの作成を検討し掲載していく必要があるのではないかと現段階では考えているという説明がありました。

また、災害時の各市町村間の支援協定については、市としては協定はなされていないということですが、九州・山口の9県において災害時相互応援協定を結んでおり、その中で、被災県からの要請に基づき必要な職員の派遣を行っているということです。

次に、南薩土地改良区総代補欠選挙費に関し、今回の補欠選挙は、指宿市、南九州市、枕崎市の3市で構成している南薩土地改良区の総代に22の選挙区が規定されており、そのうちの第22選挙区、枕崎市分において、総代8人中、死亡により2人の欠員が生じ、土地改良法施行令第25条に、欠員が6分の1を超えるときは選挙を行わなければならないと規定されていることから、今回の補欠選挙に至ったということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、追加日程第2号平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、平成27年度の歳入不足に充てるための繰上充用の措置であります。

委員から、単年度収支の均衡を図るために法定外繰り入れをしており、単年度収支が黒字でない限り、累積赤字というのは変わらないのではないかとという質疑があり、当局からは、財政健全化行動計画の中で2つ項目があり、単年度収支については、収支の均衡を図るために、国保単独での努力ではどうにもならない部分については、一般会計からの法定外繰り入れで措置するという当初からの計画と、それに加えて、改訂版の中で、平成30年度からの国保の制度改正の実施に向けて平成29年度末までに累積赤字の解消を図るという目標があり、それに基づいて約2億6,500万円の累積赤字を平成29年に向けて解消していくという考え方でやっているという説明がありました。

また、平成26年度末の1億8,000万円の累積赤字については、平成27年、28年、29年の3カ年で解消を図っていきたいという考え方のもとに、その3分の2の1億2,000万円以下に縮減したいということで、今回、繰上充用金の額を1億2,000万円にしたということです。

平成28年度当初予算は、前期高齢者交付金の減により、前年度予算と比較して大きく財源不足

を来しており、その前期高齢者交付金が減となった理由についてただしたところ、当局から、前々年度の概算額が確定額に対し約1億8,000万円多かったことから、この額が精算されて減額となり、平成28年度は7億8,400万円まで減額となったという説明がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、追加日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本臨時会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成28年第2回臨時会を閉会いたします。

午後4時10分 閉会

- 予算特別委員会における当局説明  
及び各委員から出された意見・要望

平成28年第2回臨時会予算特別委員会における  
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第46号平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ515万3,000円を追加し、予算総額を106億5,215万3,000円にしようとするものである。
- ・ 補正の内容は、熊本地震関連経費及び南薩土地改良区総代補欠選挙費である。
- ・ 熊本地震関連経費は、先月発生した熊本地震の支援のための職員派遣経費や本市に避難した被災者への支援金を計上するものであり、南薩土地改良区総代補欠選挙費は、枕崎選挙区に2人の欠員が生じたことから、総代補欠選挙執行経費を計上するものである。
- ・ 補正財源は、繰越金497万3,000円、分担金及び負担金18万円の増で措置した。
- ・ 避難者支援金は、熊本地震により被害を受け本市に避難した被災者で、1カ月以上本市に居住する方を支援するため、市が予算の範囲内で支援金を交付しようとするもので、支援金の種類は、移動支援金、生活支援金、教育支援金の3種類としている。
- ・ 移動支援金は、避難元市町村から本市までの移動に要する費用に対して交付するもので、1人当たり2万円、小学生以下は1万円としている。
- ・ 生活支援金は、生活必需品の購入に要する費用に対して交付するもので、1人当たり5万円、3親等以内の親族宅に居住する場合は2万5,000円としており、それぞれ1世帯当たり25万円と12万5,000円の限度額を設けている。
- ・ 教育支援金は、市内の幼稚園、保育所、小・中学校及び高等学校への就園または就学に要する費用に対して交付するもので、1人当たり10万円としている。なお、高等学校への就学については、市外の高等学校も含むこととしている。
- ・ 避難者支援金の予算計上に当たっては、1家族4人の避難者で4世帯とし、うち1世帯については3親等以内の親族宅に居住するものと想定して積算している。
- ・ 熊本地震関連経費に関し、本市からの職員派遣については、消防署職員による救助活動等のほか、水道課等職員による給水活動、建設課職員による被災建築物応急危険度判定業務、行政窓口対応等業務などについて職員派遣を行っている。
- ・ 行政窓口対応等業務を行う職員は、1班2名体制で約1週間派遣しており、現在も継続している。なお、職員派遣に要する経費は、3カ月程度続くものと想定して予算計上している。
- ・ 熊本地震の義援金については、市に被災者支援対策本部を設置して義援金を募集することを決定し、4月20日以降、義援金を募集している。また、広報紙等で市民への周知を図っているところである。
- ・ 東日本大震災における公費での義援金は、県市長会の申し合わせにより県内各市の人口1人当たり100円と想定して、本市においても200万円を送金しているが、今回の熊本地震における義援金については、現在、県市長会において具体的な支援内容等が決まっておらず、決定し次第、各市にも要請したいと伺っている。
- ・ 地域防災計画は、東日本大震災等を踏まえ、地震・津波編を追加するなどの見直しを行ったところであるが、今回の熊本地震を教訓に、今後、庁舎が大規模災害等で使えなくなった場合の事業継続計画などの策定を検討して、掲載していく必要があるのではないかと現段階では考えている。
- ・ 本市の応急仮設住宅の建設場所は、学校の校庭やグラウンドなど12カ所を建設候補地として地域防災計画に定めている。
- ・ 災害時の各市町村間の支援協定については、市としての協定は結んでいないが、九州・山口

の9県において災害時相互応援協定が結ばれており、その中で、被災県からの要請に基づき必要な職員の派遣を行っている。

- ・ 南薩土地改良区総代補欠選挙費に関し、今回の補欠選挙は、指宿市・南九州市・枕崎市の3市で構成している南薩土地改良区の総代に22の選挙区が規定されており、そのうちの第22選挙区、枕崎市分において、総代8人中、死亡により2人の欠員が生じたことにより行われるものである。

## ◎議案第47号平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、1億2,000万円を追加し、予算総額を46億2,412万4,000円にしようとするもので、当初予算より2.7%の伸びとなる。
- ・ 補正の主な内容は、平成27年度の歳入不足に充てるための繰上充用金を1億2,000万円増額するものである。
- ・ 以上の財源として、諸収入1億2,000万円の増で措置した。
- ・ 累積赤字額は、平成24年度、25年度は約2億6,500万円、平成26年度は約1億8,200万円、平成27年度見込み額は1億2,000万円である。
- ・ 法定外繰り入れ額は、平成25年度は約1億4,400万円、平成26年度は約1億4,400万円、平成27年度見込み額は2億1,500万である。
- ・ 財源不足額の解消に当たっては、財政健全化行動計画の改訂版において、単年度収支不足額については、収支の均衡を図るため、国保会計単独では手だてがつかない部分は一般会計からの法定外繰り入れで措置するとしている。

累積赤字額の解消については、平成30年度から実施される国保の制度改正に向けて、平成29年度末までに累積赤字の解消を図るという計画に基づいて縮減に努めている。

平成26年度末の約1億8,200万円の累積赤字については、平成27年、28年、29年の3カ年で解消を図っていきたいという考え方のもとに、平成26年度末の3分の2の1億2,000万円以下に縮減を図るとして、今回、繰上充用金の額を1億2,000万円としたところである。

- ・ 平成27年度最終補正予算と比較して、現時点の決算見込みは、歳出の保険給付費が5,680万円程度減少、歳入の療養給付費等負担金が1,840万円程度増加、特別調整交付金の中の収納率の向上・確保分が900万円、保険財政共同安定化事業の対象拡大に伴う影響額調整加算分が約3,200万円、それぞれ交付を受けている。また、国保連合会の一般会計積み立てと高額医療費共同事業積み立ての2つの積立金から返還された額がそれぞれ約900万円合計約1,900万円、退職者医療に係る療養給付費等交付金が約1,300万円増額となっている。
- ・ 前期高齢者交付金が平成27年度当初予算と比較して減額となった主な要因は、前々年度の概算額が確定額に対し約1億8,700万円多かったことから、その額が精算されて減額となり、平成28年度は約7億8,500万円まで減額となったものである。
- ・ 前期高齢者交付金は、前期高齢者に係る医療給付費等と被保険者数を支払基金に報告し、その金額をもとに全国の医療保険制度全部を調整をする制度であり、差異が大きかった要因は、平成26年度の医療費が平成25年度、27年度と比較して低かったことによるものである。
- ・ 平成30年度以降の決算補てんのための法定外繰り入れについては、制度改正に向けて国から県へ示された実施要領の中では解消または削減すべきといった表現があり、平成30年度以降は全くできないことはないにとらえているが、具体的には、今後明らかになっていくと考えている。



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 新屋敷 幸 隆

枕崎市議会議員 清 水 和 弘

枕崎市議会議員 禰 占 通 男